

第13回 契約・調達管理会議
議事要旨

1 開催日時

令和6年4月10日（水曜日）15時00分から15時30分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
小玉 伸一	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部調整担当シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

(2) 事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

(1) 開会

(2) 議事（発言者の敬称略）

ア 東京2025デフリンピック ICSDスポーツディレクターの視察受入及び選手団団長セミナーの開催に係る業務委託【資料1】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) デフリンピック規約に則り、令和6年10月から11月にかけて国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）のスポーツディレクター（以下「SD」という。）等による東京2025デフリンピックの会場視察（以下「SD視察」という。）の受入対応及び各国選手団の団長、監督及びリーダーを対象とする会場訪問機会の創出及び本大会の運営

計画、日本への出入国に必要な情報等を説明する会議（以下「団長セミナー」という。）を開催するため、必要な業務を委託する。

（イ）SD 視察の受入及び団長セミナーの共通業務として、オンラインによる参加申込の受付やIDカードの発行、宿泊予約の管理、車両の手配、宿泊者の食事の手配等を委託する。

（ウ）共通業務のほか、SD 視察受入に係る業務として航空チケットの手配、また、団長セミナーに係る業務としてオープニングディナーの開催や全体会の会場運営等を委託する。

<質疑・意見など>

灘 野：SD 視察と団長セミナー、それぞれの受入人数及び団長セミナーで手配する語学通訳の言語の種類と語学通訳者数を教えていただきたい。

担当者：SD 視察は全体で 125 名程度。団長セミナーは全体で 300 名程度、そのうち各国からの参加者は 100 名程度を想定している。語学通訳の言語は、日英を予定している。語学通訳者数は、団長セミナーの全体会においては 1 名、競技視察においては、3 グループに分かれて視察を行い、各グループに 1 名、全体で 3 名を考えている。

灘 野：受け入れる人たちは聴覚障害者であり、日本に到着してから帰国するまでの間、聴覚障害者に対する様々なサポートが必要だと思うが、そのサポートについてはどのように考えているか。

担当者：本委託契約とは別になるが、手話通訳者の手配を考えている。また、団長セミナーの全体会、オープニングディナーにおいては、日本語英語対応の要約筆記の手配を予定している。

藤 川：団長セミナーにおける日本語英語の要約筆記は、本委託契約に含まれているという理解でよいか。また、本委託契約に手話通訳者の手配は含まれておらず、別途、手話通訳者を手配するということであるが、本委託契約を落札した事業者と別途手配する手話通訳者が連携して、会場における運営が円滑に回るように調整していただきたい。

担当者：要約筆記は本委託契約の業務に含まれている。また、本委託契約を落札した事業者には、本大会がろう者の方々の方々の大会であることを認識していただき、委託者としても手話通訳者との連携もしっかりと求めていく。

滝 口：本委託契約の概算額について、どのような業者から、何者見積もりを取り、どのように算出されたのかを教えていただきたい。また、SD 視察のうち、今回、会場の都合で視察できない 2 競技分は、本委託契約から除いた形で仕様を作成しているのか。今回視察できない 2 競技分は、後日、新たに契約を行うのか等、どのような形で視察を行っていく予定か教えていただきたい。

担当者：概算額の積算は、同規模のイベントを開催した実績があり、本業務を問題なく履行できると見込んでいる業者3者に見積もりに協力いただき、提示いただいた金額を参考に、精緻に積算を行った。2点目の質問については、今回視察できない2競技分は本委託契約の業務には含めていない。その分の視察については、別途契約する形になろうかと考えている。

滝 口：別途契約とのことだが、改めて、入札をするのか、あるいは本委託契約を落札した業者に随意契約で委託するのか。

担当者：今後の検討にはなるが、本委託契約の落札者でないと履行ができないという業務ではないと思っており、特命随意契約にする可能性は低いと考えている。

藤 川：大会時の選手の宿泊に係る業務についてはすでに別途契約をされているが、本委託契約を分けて行う理由を教えてください。

担当者：事業単位で契約を実施している。

藤 川：本委託契約において業務履行上の反省点があれば、大会時の選手の宿泊に係る業務へも反省点として引継ぐことは可能か。

担当者：最終報告書を提出いただくため、それを活用し引継ぎ等を行う。

灘 野：契約期間が令和6年12月27日までとのことだが、今回視察できない2競技分も契約期間を後ろに延ばすことで同契約内で対応でき、合理的な面もあろうかと思うが検討されたか。

担当者：SD 視察や団長セミナーの業務の開始を遅らせることはできず、今回視察できない2競技は詳細が決まるのに時間がかかる状況であるため、この2競技分を除いた形で進めたい。

ウ 委員長によるまとめ

- ・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会